

■水道使用料

- *基本料金、メーター使用料及び超過料金を改定します。
- *改定時期は、平成26年7月検針分（5月・6月分）からです。
5月検針分（3月・4月分）は、改定前の料金での徴収となります。

区分	水量等	改定後	改定前
基本料金	8 m ³	1,646円	1,600円
メーター 使用料	13 mm	216円	210円
	20 mm	324円	315円
	25 mm	432円	420円
	30 mm	562円	546円
	40 mm	648円	630円
超過料金	50 mm	1,512円	1,470円
	9 m ³ ~20 m ³	216円	210円
	21 m ³ ~40 m ³	227円	220円
	41 m ³ ~60 m ³	237円	230円
	61 m ³ ~	247円	240円
	船舶用	268円	260円
	製氷用	227円	220円
	臨時用	360円	350円

■下水道使用料

- *基本料金及び超過料金を改定します。
- *改定時期は、平成26年7月検針分（5月・6月分）からです。
5月検針分（3月・4月分）は、改定前の料金での徴収となります。

区分	水量等	改定後	改定前
基本料金	8 m ³	1,234円	1,200円
超過料金	9 m ³ ~20 m ³	185円	180円
	21 m ³ ~40 m ³	205円	200円
	41 m ³ ~60 m ³	227円	220円
	61 m ³ 以上	247円	240円



【水道料金計算例】（家事用口径13mm・水量36m³使用した場合）

項目	改定後		改定前	
	水量	金額	水量	金額
基本料金 (8m ³)	8m ³	1,646円	8m ³	1,600円
メーター使用料		216円		210円
超過料金 (9m ³ ~20m ³ まで)	(216円×12m ³)	2,592円	(210円×12m ³)	2,520円
超過料金 (21m ³ ~36m ³ まで)	(227円×16m ³)	3,632円	(220円×16m ³)	3,520円
合計		8,086円		7,850円

【下水道料金計算例】（家事用口径13mm・水量36m³使用した場合）

項目	改定後		改定前	
	水量	金額	水量	金額
基本料金 (8m ³)	8m ³	1,234円	8m ³	1,200円
超過料金 (9m ³ ~20m ³ まで)	(185円×12m ³)	2,220円	(180円×12m ³)	2,160円
超過料金 (21m ³ ~36m ³ まで)	(205円×16m ³)	3,280円	(200円×16m ³)	3,200円
合計		6,734円		6,560円

■水道分担金

- *新規に水道を設置する際などの水道分担金を改定します。
- *平成26年4月1日以降の設置分から、改定後の額になります。

メーター口径	改定後	改定前
20mm以下	108,000円	105,000円
25mm	216,000円	210,000円
30mm	270,000円	263,000円
40mm	324,000円	315,000円
50mm	540,000円	525,000円
75mm	1,458,000円	1,418,000円

西ノ島町環境整備課 電話：6-1748
清美苑 電話：6-1338

平成26年4月から各種料金が変わります

平成26年4月1日から消費税が5%から8%に改定されることに伴い、下記の手数料・使用料を改定する事といたしましたのでお知らせします。
住民の皆さまのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。



【平成26年4月1日から販売開始のごみ券・見本】

■ごみ処理手数料

- *ごみ収集時につけるごみ券や、清美苑へ直接搬入する場合などの処理料金が改定になります。(ごみの種類や区分は変わりません。)
- *ただし、3月31日までに購入されたごみ券は、4月1日以降も使えます。

種 類	区 分		単 位	改定後	改定前
ごみ・粗大 ごみ等	収集運搬	日常生活から排出されるごみ (1袋10Kgまでのもの)	1袋	82円	80円
		日常生活から排出される粗大埋立ごみ (1辺の長さ又は高さ50cm以上のもの)	1個	820円	800円
		家電リサイクル品(冷蔵庫・冷凍庫・エアコン) で搬入手段がない場合	各1台につき	6,750円	6,560円
		家電リサイクル品(洗濯機・衣類乾燥機・テレビ) で搬入手段がない場合	各1台につき	3,660円	3,560円
	直接搬入	日常生活から排出されるごみで自ら施設へ搬入 するもの(10Kgにつき・不燃性粗大ごみを除く)	—	82円	80円
		事業活動に伴い排出されるごみで自ら施設へ搬入 するもの(10Kgにつき)	—	123円	120円
		家電リサイクル品(冷蔵庫・冷凍庫・エアコン) で自ら搬入するもの	各1台につき	6,170円	6,000円
		家電リサイクル品(洗濯機・衣類乾燥機・テレビ) で自ら搬入するもの	各1台につき	3,090円	3,000円
犬、猫等 動物の死体	申し出による処分(事業活動に伴うものを除く)		1頭(匹)	820円	800円

- *資源ごみ(リサイクル表示のあるペットボトルや缶類等)は従来通り無料です。
- *ごみの区分や大きさ、重さなど詳しくは「家庭ごみの分別と正しい出し方」をご覧ください。

■し尿処理施設(びわ苑)使用料

- 【対 象】 *一般廃棄物収集運搬許可業者のし尿、下水道汚泥等の搬入の際の施設使用料
(納入義務者は、一般廃棄物収集運搬許可業者となります。)
- 【内 容】 改定後→18リットルにつき52円 改定前→18リットルにつき51円

*各家庭などのし尿収集料金について、4月1日から消費税改定後の料金になります。
(新料金)18リットルにつき 188円 (旧料金)18リットルにつき 183円
し尿収集の料金、収集依頼など詳しくは、
収集運搬許可業者(有)オキカン島前営業所 (電話)6-1563 までお問い合わせください。

■道路占用料・河川道路等占用料・港湾施設占用料・漁港施設占用料

- *許可期間1ヶ月未満の道路等の占用料が、消費税改定後の額に変わります。